

# 大原大学院大学学則

## 第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 大原大学院大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の定めるところに従い、時代の進展と社会の要請に応えうる有能な会計専門職業人を養成するため、会計理論及び実務における高度の専門的職業能力を授け、もって我が国及び国際社会の発展に寄与することを目的とする。

(位 置)

第 2 条 本学の位置は、本学を設置する学校法人大原学園（以下「学園」という。）の本部を置く東京都千代田区西神田とし、ここに本学の本部を置く。

## 第2章 課程、研究科、専攻、定員及び修業年限

(課 程)

第 3 条 本学に専門職学位課程を置く。

2 前項の課程は、高度の専門性が求められる会計専門職業人を養成するための深い学識及び卓越した能力を培う教育を行うことを目的とする。

(教育課程の編成方針)

第 3 条の 2 本学は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を、産業界と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 本学は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。

3 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

(教育課程連携協議会)

第 3 条の 3 本学は、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を置く。

2 教育課程連携協議会に関し必要な事項は別に定める。

(研究科及び専攻)

第 4 条 本学に、会計研究科会計専攻を置く。

(学生定員)

第 5 条 本学の学生定員は次の通りとする。

入学定員	収容定員
60 人	120 人

(修業年限及び在学年限)

第 6 条 本学の標準修業年限は、2 年とする。

2 本学の学生が本学の研究科に在学することができる年限は 4 年とする。

### 第3章 運営組織等

(学 長)

第 7 条 本学に、学長を置く。

2 学長は、本学の全般に関する事項をつかさどり、本学を代表する。

(運営組織等)

第 8 条 本学に、教授会、委員会及び事務局を置く。

(教授会)

第 9 条 教授会は毎月 1 回、開催することを原則とする。

2 教授会は本学の学長、本学専任の教授及び准教授により構成される。但し、必要に応じて、本学専任の講師及び助教、その他の本学職員を加えることができる。

3 教授会の議長は、本学の学長とする。但し、学長が必要と認めるときは、議長代理を選任することができる。

4 教授会は次の事項を審議する。

- (1) 本学の教育に関する事項
- (2) 本学の教員人事に関する事項
- (3) 本学の学生に関する事項
- (4) 本学の研究に関する事項
- (5) 本学修了の認定に関する事項
- (6) 本学学則その他学内諸規程に関する事項
- (7) 本学の自己点検・自己評価に関する事項
- (8) その他、本学に関する重要事項

(委員会)

第 10 条 教授会は、教育、研究、校務等の円滑な運営を図るため、学長に意見を具申し又は教授会の諮問に応じて審議する機関として、委員会を置くことができる。委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(事務局)

第 11 条 本学事務局に、その長として事務局長を置く。

2 事務局は次の業務を担当する。

- (1) 本学の金銭収支に関する全ての事項
- (2) 本学学生の成績等に関する管理
- (3) 本学学生の就職に関するオリエンテーション等の就職支援
- (4) 本学の施設に関する管理
- (5) 本学学生の募集に関する広報活動
- (6) 本学を修了した者に関する管理
- (7) その他、本学学生に関する事務全般

### 第4章 教員組織

(教員組織)

第 12 条 本学の教員として、教授、准教授、講師、助教及び助手を置く。

2 教員の長は、研究科長とする。

3 教員は、専任及び兼任に区分する。

4 教員の任免、勤務及び定年等に関する事項は、別に定める。

## 第5章 自己点検・自己評価

(自己点検・自己評価)

**第13条** 本学は、教育研究水準の向上を図り、第1条に規定する目的を達成するため、本学の教育及び研究並びに施設及び設備等の状況について自己点検及び自己評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の自己点検及び自己評価の項目並びにその実施体制等については、別に定める。

## 第6章 教育方法、学年、学期及び休業日

(教育研究方法)

**第14条** 本学の教育は、授業科目の授業によって行うものとする。本学が開設する授業科目及び単位数等は別表に定める。

2 本学の授業は、本学の目的を達成し得る実践的な教育を行うよう事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により行うなど適切に配慮しなければならない。

3 本学は、十分な教育効果が認められるときは、文部科学省が別に定めるところにより、前項の授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(教育特例)

**第14条の2** 本学の授業は、夜間その他特定の時間又は時期に行うことができる。

(単位計算方法)

**第15条** 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業時間を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実習については、30時間の授業をもって1単位とする。

(学年及び学期)

**第16条** 本学の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 本学の学年は、春学期、秋学期の2学期に分ける。

(休業日)

**第17条** 本学の休業日は、次の通りとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日

(3) 本学が定める夏季休業日

(4) 本学が定める冬季休業日

(5) 本学が定める春季休業日

2 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要であると認めるときは、臨時に休業し、又は休業日に授業を行うことができる。

## 第7章 入学、休学及び復学、退学、除籍、科目等履修生

(入学の時期及び資格)

**第18条** 本学への入学の時期は、学年の始めとする。

2 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 83 条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を、我が国において履修することにより、その外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において外国の大学の課程（その修了者がその外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとしてその外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣が別に指定するものその課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達したもの

（入学者の出願）

**第 19 条** 本学に入学を志願する者は、入学願書に検定料を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

（入学者の選考）

**第 20 条** 前条の入学志願者については、年度ごとに作成する本学入学試験要項の定めるところにより選考を行う。

2 前項の選考による合格者の決定は、教授会の議を経て、学長が行う。

（入学手続き及び入学許可）

**第 21 条** 前条の選考により合格し、所定の期日までに入学に必要な所定の手続きを行った者に本学への入学を許可する。

（休学及び復学）

**第 22 条** 病気その他やむを得ない理由により、3 月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 前項の休学の許可を受けようとする学生は、別に定める休学願を提出しなければならない。

3 学長は、病気その他の事由により学生を修学させることが適当でないと認めるときは、教授会の議を経て、当該学生に休学を命ずることができる。この場合、学長は、休学を命じた学生について休学させるべき事由が消滅したときは、教授会の議を経て、復学させるものとする。

4 学生は、休学の期間の途中において、その事由が消滅した場合、学長の許可を受けて復学することができる。

5 前項の復学の許可を受けようとする学生は、別に定める復学願を提出しなければならない。

6 休学期間は通算して 2 年を超えることはできない。

（退学）

**第 23 条** 退学する意思のある者は、その理由を記した退学届を学長に届け出なければならない。

2 退学の許可は、前項の届け出に基づき、教授会の議を経て学長が行う。

（除籍）

**第 24 条** 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て除籍する。

- (1) 第 6 条第 2 項の在学年限を超えた者
- (2) 授業料等の学費の納入を怠り、催促してもなお納付をしない者
- (3) 第 22 条第 6 項の休学期間を超えても、なお復学できない者

(4) その他、本学において継続学習することが適切でない認められる者  
(科目等履修生)

**第 24 条の 2** 本学において科目等履修生として学修することを志望する者があるときは、正規学生

の教育に支障をきたさない範囲において、教授会による議を経て学修を許可することができる。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

## 第 8 章 履修方法、単位認定及び成績評価

(履修方法)

**第 25 条** 学生は、別表の定めるところにより、所定の単位を修得しなければならない。

2 前項の単位修得に際し、学生が 1 年間に履修登録することができる単位数の上限は、第 1 年次及び第 2 年次それぞれ 36 単位とする。

(単位の認定)

**第 26 条** 学生が履修した授業科目に対しては、試験その他の方法によって第 29 条第 1 項に定める評価を行い、単位を付与する。

(他の大学院における授業科目の履修等)

**第 27 条** 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、課程の修了要件として定める単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で、他の大学院との協議に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、教授会の議に基づき、第 1 項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて課程の修了要件として定める単位数の 2 分の 1 を超えないものとする。

(在学期間の短縮)

**第 28 条** 本学は、前条第 2 項の規定により本学に入学する前に修得した単位（学校教育法の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り。）を本学において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1 年を超えない範囲で本学が定める期間在学したものとみなすことができる。

(成績評価)

**第 29 条** 試験その他の方法による成績評価は下記に掲げる通りとし、S、A、B、C を合格、D を不合格とする。これに関する規程は、別に定める。

	評 価	得 点
評 価 基 準	S 評 価	90 点以上
	A 評 価	80 点～89 点
	B 評 価	70 点～79 点
	C 評 価	60 点～69 点
	D 評 価	59 点以下

- 2 前項の成績評価については、厳格性及び客観性を確保するため、その基準を学生に対して、あらかじめ明示するものとする。

## 第9章 修了及び学位

(修了及び学位)

- 第30条** 本学の課程を修了するためには、本学に2年以上在学し、かつ、別表に掲げる授業科目について44単位以上を修得し、研究科の定める成績基準(グレート・ポイント・アベレージ)を満たしていなければならない。
- 2 選択により、修士論文を作成し、学位を取得しようとする者は、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。
  - 3 本学の課程を修了したことの認定は、教授会の議を経て、学長が行う。
  - 4 本学の課程を修了した者には、会計修士(専門職)の学位を授与する。
  - 5 前項の本学が授与する学位に関し必要な事項は、別に定める。

## 第10章 検定料、入学金、授業料その他の納付金

(検定料、入学金、授業料その他の納付金)

- 第31条** 本学の検定料、入学金、授業料その他の納付金(以下「納付金」という。)に関する規程は、別に定める。
- 2 前項に規定する納付金は、年度の更新に伴い改定することができる。
  - 3 納付済の納付金は、原則としてこれを返還しない。但し、学年始期の前日までに入学辞退の手続きを行った者に対しては、検定料、入学金を除く納付金を返還する。

## 第11章 奨学金及び賞罰

(奨学金)

- 第32条** 学業成績及び人物がともに優秀であると認められる学生に対しては、奨学金を給付する。奨学金に関する規程は別に定める。

(表彰)

- 第33条** 学長は、教授会の議を経て、学業成績が優秀である学生又は他の模範となるべき行動を示した学生を表彰することができる。

(懲戒)

- 第34条** 学長は、教授会の議を経て、教育上必要があると認められるときは、学生を懲戒することができる。
- 2 前項に規定する懲戒の種類は、退学、無期又は有期の停学及び訓告とする。
  - 3 前項に規定する退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
    - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
    - (2) 学業を怠り、本学修了の見込みがないと認められる者
    - (3) 正当の理由がなくして出席常でない者
    - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

## 第12章 施設及び設備

(教室等)

第 35 条 本学に、講義室、演習室、図書室、医務室等を備えるものとする。

### 第 13 章 学 則 の 変 更

(学則の変更)

第 36 条 本学則を変更する場合は、教授会による議を経て、学園の理事会の承認を得るものとする。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。  
この学則の施行について必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

なお、第 28 条の規定は平成 19 年 4 月 1 日以前の入学者については適用しないものとし、従前の規定による。

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

なお、第 25 条及び別表（第 14 条、第 25 条及び第 30 条関係）の規定は平成 23 年 4 月 1 日以前の入学者については適用しないものとし、従前の規定による。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

なお、第 4 条及び別表（第 14 条、第 25 条及び第 30 条関係）の規定は平成 25 年 4 月 1 日以前の入学者については適用しないものとし、従前の規定による。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

なお、別表（第 14 条、第 25 条及び第 30 条関係）の規定は平成 26 年 4 月 1 日以前の入学者については適用しないものとし、従前の規定による。

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

なお、第 30 条第 1 項及び別表（第 14 条、第 25 条及び第 30 条関係）の規定は平成 28 年 4 月 1 日以前の入学者については適用しないものとし、従前の規定による。

附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

なお、別表（第 14 条、第 25 条及び第 30 条関係）の規定は平成 29 年 4 月 1 日以前の入学者については適用しないものとし、従前の規定による。

附 則

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

なお、第 5 条の規定は平成 30 年 4 月 1 日以前の入学者については適用しないものとし、従前の規定による。

附 則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

なお、第 5 条の規定は令和 2 年 4 月 1 日以前の入学者については適用しないものとし、従前の規定による。

附 則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

なお、第 5 条の規定は令和 3 年 4 月 1 日以前の入学者については適用しないものとし、従前の規定による。

附 則

この学則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

なお、別表（第 14 条、第 25 条及び第 30 条関係）の規定は令和 3 年 4 月 1 日以前の入学者については適用しないものとし、従前の規定による。

附 則

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

なお、第 30 条第 1 項の規定は令和 4 年 4 月 1 日以前の入学者については適用しないものとし、従前の規定による。

附 則

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

なお、第 30 条第 1 項の規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日以前の入学者については適用しないものとし、従前の規定による。



別表 (第 14 条、第 25 条及び第 30 条関係)

【会計専攻／授業科目及び単位表一覧】

授 業 科 目		単位数	備 考	
財 務 会 計 系	基本科目	簿記Ⅰ	2	4 単位以上 選択必修
		簿記Ⅱ	2	
		会計学原理	2	
		財務会計Ⅰ	2	
		税務会計Ⅰ	2	
	発展科目	財務会計Ⅱ	2	
		連結会計論	2	
		税務会計Ⅱ	2	
		英文会計	2	
		米国財務会計論	2	
		国際会計	2	
	応用・実践科目	IFRS会計	2	
		財務会計演習Ⅰ	2	
財務会計演習Ⅱ		2		
会計学演習Ⅰ		2		
会計学演習Ⅱ		2		
税務会計演習Ⅰ		2		
税務会計演習Ⅱ		2		
公会計論	2			
管 理 会 計 系	基本科目	管理会計総論	2	2 単位以上 選択必修
		発展科目	管理会計特論Ⅰ	
	管理会計特論Ⅱ		2	
	財務諸表分析		2	
	応用・実践科目		管理会計演習Ⅰ	
		管理会計演習Ⅱ	2	
監 査 系	基本科目	監査論Ⅰ	2	会計職業倫理 必修 会計職業倫理を除く科目から 2 単位以上 選択必修
		発展科目	監査論Ⅱ	
	会計職業倫理		2	
	米国監査論		2	
	応用・実践科目		監査論Ⅲ	
		監査論演習A	2	
		監査論演習B	2	
法 律 系	基本科目	現代日本法入門	2	2 単位以上 選択必修
		会社法Ⅰ	2	
		会社法Ⅱ	2	
		民法Ⅰ	2	
		民法Ⅱ	2	

	発展科目	金融商品取引法	2	
	応用・実践科目	会社法演習	2	
		金融商品取引法演習	2	
租税法系	基本科目	租税法総論	2	2 単位以上 選択必修
	発展科目	法人税法	2	
		所得税法	2	
		相続税法	2	
		消費税法	2	
		国際租税法	2	
	応用・実践科目	租税法総論演習	2	
		法人税法演習	2	
所得税法演習		2		
消費税法演習		2		
経済・経営系	基本科目	日本経済・経済学概論	2	
		経営学概論	2	
	発展科目	ミクロ経済学	2	
		マクロ経済学	2	
		経営組織論	2	
		経営戦略論	2	
		ファイナンス論	2	
	応用・実践科目	経済学演習	2	
経営学演習		2		
情報・統計系	基本科目	統計学概論	2	
	発展科目	会計情報システム論	2	
	応用・実践科目	I T利用監査	2	
関連科目系	応用・実践科目	会計実務特殊講義	2	
研究指導	論文指導Ⅰ		2	
	論文指導Ⅱ		2	
	論文指導Ⅲ		2	
	論文指導Ⅳ		2	

### 【修了要件単位数等】

本学の学生は、次に定めるところに従い、合計 44 単位以上を修得しなければならない。

1. 必修科目は会計職業倫理 2 単位であり、必ず修得すること。
2. 選択科目は、財務会計系科目から 4 単位以上、管理会計系科目から 2 単位以上、監査系科目（会計職業倫理を除く）から 2 単位以上、法律系科目から 2 単位以上、租税法系科目から 2 単位以上を必ず修得すること。
3. 2 年次春学期及び秋学期に演習科目を、系を問わず、それぞれ 2 単位以上必ず修得すること（前記 2 との重複可）。ただし、選択により、修士論文を作成し、学位を取得しようとする者はこの限りでない。
4. 選択により、修士論文を作成し、学位を取得しようとする者は「論文指導Ⅰ」、「論文指導Ⅱ」、「論文指導Ⅲ」及び「論文指導Ⅳ」の各 2 単位、計 8 単位を必ず修得すること。
5. 1 年間に履修登録することのできる単位数の上限は 36 単位とする。